

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です

11月は、「動物による危害防止対策強化月間」です。動物による事故や迷惑の防止に努めましょう。

○令和7年度に県内で発生した、人が犬に噛まれる事故は161件でした。

・飼いが人を噛んだ時は保健所へ届け出をし、飼いが狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせる必要があります。

・事故を起こさないような飼い犬へのしつけと飼い方をすることが重要です。また、門や玄関から犬が飛び出さないようにしてください。

・公園なども含め、犬の放し飼いは禁止です。散歩は犬を制御できる人が短い引き綱で行いましょう。

○狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。

家族や愛犬を守るため、年1回の狂犬病予防接種を行いましょう。

犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。

○猫は屋内で飼いましょう。

糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができま。また、屋外にいる猫の世話をする場合、過度のふれあいは避け、噛まれたり引っつかれたたりしないように注意しましょう。

○ワニや一部のサル・ヘビなど、危害を加えるおそれのある危険な動物(特定動物)は、法律により原則飼うことが禁止されています。



千葉県動物愛護センターおよび同東葛飾支所では、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。

また、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方および動物由来感染症等に関する講演を行っています。

動物を飼う前に考えてほしいこと、動物と暮らすときに気を付けてほしいことなどについて、15のテーマ別に動画を制作しましたので、ぜひご覧ください。



▲千葉県動物愛護センター
公式YouTubeチャンネル

問合せ

長生保健所(健康福祉センター)

☎(22)5166

千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

千葉県動物愛護センター東葛飾支所

☎04(7191)0050

公益財団法人千葉県動物保護管理協会

☎043(214)7814

11月8日はいい歯の日

11月8日は「い(1)い(1)歯(8)の日」です。

歯や口の健康は、食事を楽しむことや会話、全身の健康にもつながっています。むし歯や歯周病は初期には自覚症状が少ないため、症状がなくても日頃から歯みがきなどのセルフケアを行い、定期的に歯科医院で歯や口の状態を確認することが大切です。また、年を重ねると、噛む・飲み込む・話すなどの口の機能が低下することがあります。よく噛んで食べる、口を動かすなど、日常の中で口を動かすことを意識してみましょう。

「いい歯の日」をきっかけに、ご自身や家族の歯と口の健康について考えてみませんか?毎日の小さな習慣と定期歯科受診で、いつまでも自分の歯でおいしく食べられる健康な口を目指しましょう。

保健センター YouTubeチャンネルにて動画配信中! QRコードからご覧ください。



問合せ 保健センター ☎(25)1725 FAX(25)1865